

司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則の一部改正に関する意見募集の実施について(案)

平成16年 月 日
司法試験委員会

司法試験法第6条の2により、法務大臣から同法第4条第1項第4号に基づく法務省令「司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則」(昭和50年司法試験管理委員会規則第1号)について、諮問があり、同規則の改正を検討しています。

つきましては、以下のとおり御意見等を募集します。

1 意見募集の対象

第一次試験の免除要件について弾力化を図るため、法務省令「司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則」(昭和50年司法試験管理委員会規則第1号)の一部を改正し、以下の措置を講ずる。

(案を挿入)

参照条文 司法試験法(抄)

司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第1次試験を免除される者に関する規則(抄)

2 意見募集期限

平成16年 月 日() (意見募集期間については、40日)

3 意見募集方法等

住所、氏名(法人又は団体の場合は、名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地)及び連絡先の電話番号を明記の上、日本語にて、郵便・電子メールの方法で提出願います(電話による御意見の受付は対応することができません。)

お寄せいただいた意見については、取りまとめた上、規則改正の参考にさせていただきますが、提出された方の氏名(法人の又は団体の場合は、名称)、御意見の内容等を公開する可能性があること、また、提出された意見に対して個別の回答はしないことをあらかじめ御了承願います。

4 意見提出先

電子メール : [\(メールアドレスを記載\)](#)

郵 送 : 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

司法試験委員会庶務担当

法務省大臣官房人事課企画第二係

表に赤字で「意見提出」と明示してください。